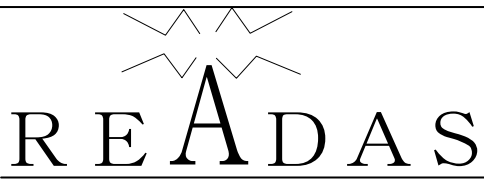


第 5608 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年12月8日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社員に昼食を支給する場合

Q：社員に昼食を支給する場合には、源泉徴収が必要なときと不要なときがあるそうです。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

会社が社員に対して、正規の勤務時間中に支給する昼食は、福利厚生的な面があることから、次のいずれにも該当する場合には、給与課税しないこととなっています。

- ①社員が食事価額の半額以上を負担していること
- ②社員に支給した食事について、会社が負担した金額が月額3,500円（消費税抜き）以下であること

3,500円以下かどうかは、その食事代の評価額に108分の100を乗じた金額（10円未満端数切捨て）で判定します。

また、残業や宿日直勤務をした者に対して支給する夕食や朝食については、勤務に必要なものであり、実費弁償の観点から課税されないこととなっています。なお、食事のほかに宿日直料が支給される場合には、宿日直勤務1回につき4,000円から食事の価額を控除した残額が非課税金額として取り扱われます。

食事の評価は、次のようにします。

- ①使用者が調理して支給する食事
その食事の材料等に要する直接費の額に相当する食事
- ②使用者が購入して支給する食事
その食事の購入価額に相当する金額

